



どちらの扶養親族になるの？～二以上の居住者の扶養親族に該当する場合
～元夫よりも先に扶養控除等申告書を提出していた請求人の扶養親族と判断～

離婚後、元配偶者から養育料等の送金を受けている場合、その子は、両親双方の扶養親族に当たる場合があります。今回、ご紹介する裁決は、離婚した両親がそれぞれの勤務先に提出した扶養控除等申告書の先後によって扶養親族を判定した事例です。年末調整関係の書類は、税理士事務所で保管するケースが多いと思われませんが、扶養控除等申告書の管理にも注意が必要であることを気づかせてくれる事例です。(平成19年12月27日非公開裁決・全部取消し・F0-1-307)。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

【事案の概要】

請求人は、離婚後、元夫から平成15年12月以降平成19年1月までの間、毎月、婚姻費用及び養育費に当たる金銭の送金を受けていました。請求人及び元夫は、それぞれの勤務先に対し、いずれも長女を自己の扶養親族とする扶養控除等申告書を提出していました。請求人は、長女を扶養親族とする平成18年分の所得税の確定申告をしたところ、原処分庁は、元夫の平成18年分の合計所得金額が請求人の同年分の合計所得金額より大きいため、長女は、元夫の扶養親族にのみ該当するとして更正処分を行いました。なお、所得税法施行令第219条第2項の規定によれば、二以上の居住者が同一人をそれぞれ自己の扶養親族としている場合、既に扶養控除等申告書等の記載により、その扶養親族としているときは、その居住者の扶養親族とし(第1号)、いずれの扶養親族と定められない場合には、合計所得金額が最も大きい居住者の扶養親族とする(第2号)とされています。

【審判所の判断】

- 1 請求人は、平成18年分においては、給与以外に収入がなく、請求人及び長女は、請求人の給与収入と元夫から送金を受けている婚姻費用及び養育費とを合わせた金員で生計を立てていたことからすると、長女は、別居中であるとはいえ、元夫と同一の生活共同体に属して日常生活の資を共通にしているものと認められることから、請求人だけでなく元夫とも所得税法第2条第1項第34号に規定する生計を一にするものに該当し、請求人及び元夫双方の扶養親族に該当する。
- 2 請求人の平成18年分扶養控除等申告書は、勤務先代表者及び請求人の答述によれば、平成17年12月中に勤務先に提出したことが認められる。一方、元夫の平成18年分扶養控除等申告書の勤務先への提出時期は、同申告書の「給与の支払者受付印」欄にスタンプ押印された平成18年1月12日であると認められ、請求人の方が元夫よりも先に扶養控除等申告書を勤務先に提出しているものと認められる。
- 3 したがって、所得税法第84条第2項及び施行令第219条第2項第1号の規定により、請求人の扶養親族となることから、請求人が長女に係る扶養控除の適用を受けることができる。
- 4 なお、原処分庁は、施行令第219条第2項第2号の規定により、長女は、平成18年分の合計所得金額が請求人より大きい元夫の扶養親族に該当すると主張するが、同号は、同項1号の規定によっていずれの扶養親族とするかが定められない場合の規定であり、本件は、上記2及び3のとおり、同項第1号により判断することになるため、この点に関する原処分庁の主張には理由がない。

…(税法データベース編集室 正木洋子)

◇以上の裁判例について詳細(全文・A4判7頁)が必要な方は、送料実費とも1,500円(税込み)で頒布しますので下記までご一報ください。

JUSTAX 第180号(平成20年7月10日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2 モリタビル/TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628